

滝川市告示第27号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第2項の規定により滝川市森林整備計画を変更したいので、同法第10条の5第7項において準用する同法第6条第1項の規定により、下記のとおり公告し、滝川市森林整備計画の案を縦覧に供する。

なお、滝川市森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、滝川市長に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和8年2月17日

滝川市長 前田 康吉



記

- 1 縦覧場所
滝川市産業振興部農政課
- 2 縦覧期間
自 令和8年2月17日
至 令和8年3月18日